

拡声機騒音の規制について

埼玉県生活環境保全条例において、埼玉県内全域（さいたま市を除く。）で、商業宣伝を目的とした拡声機の使用は規制されています。

※さいたま市については、さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。

使用時間

午前10時から午後6時までの間に限る。

使用方法

固定して使用する場合

1回20分以内として、次回の使用までに10分以上間隔をおくこと。

移動しながら使用する場合

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内では使用しないこと。

規制基準（デシベル）

区域区分		固定して使用する場合	移動しながら使用する場合
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	70
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域 都市計画区域外	65	75
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75	85
4種	工業地域 工業専用地域	80	85

（注）規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

H30.10.1作成